

2 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料

(1) 非住宅

作成：令和7年4月1日

床面積（㎡）	手数料額		
	適合証(※)等あり	適合証等なし	
		モデル建物法	標準入力法
～300 未満	10,000 円	96,000 円	252,000 円
300～1,000 未満	18,000 円	122,000 円	315,000 円
1,000～2,000 未満	30,000 円	161,000 円	407,000 円
2,000～5,000 未満	89,000 円	261,000 円	581,000 円
5,000～10,000 未満	141,000 円	341,000 円	716,000 円
10,000～25,000 未満	178,000 円	410,000 円	846,000 円
25,000～	222,000 円	481,000 円	965,000 円

(2) 住宅【一戸建】

床面積（㎡）	手数料額			
	適合証(※)等あり	適合証等なし		
		標準計算	誘導仕様・計算併用法	誘導仕様基準
～200 未満	5,000 円	38,000 円	28,000 円	19,000 円
200～	5,000 円	42,000 円	31,000 円	21,000 円

(3) 住宅【一戸建ての住宅以外】

床面積（㎡）	手数料額			
	適合証(※)等あり	適合証等なし		
		標準計算	誘導仕様・計算併用法	誘導仕様基準
～300 未満	10,000 円	76,000 円	56,000 円	36,000 円
300～2,000 未満	22,000 円	127,000 円	95,000 円	63,000 円
2,000～5,000 未満	50,000 円	217,000 円	165,000 円	114,000 円
5,000～	89,000 円	311,000 円	241,000 円	172,000 円

手数料の考え方

ア 1 棟の建築物全体に係る申請及び複合建築物の住宅部分若しくは非住宅部分に係る申請の考え方の考え方

当該計画に係る部分の床面積に応じた手数料額となります。

イ 複合建築物の手数料の考え方（1 棟の建築物全体に係る申請の場合）

複合建築物の申請の手数料は、住宅部分の床面積に応じた手数料の額と、非住宅部分の床面積に応じた手数料の額を合計した金額となります。

ウ 複数建築物の手数料の考え方

複数建築物の計画の認定の手数料は、当該計画に係る一の建築物ごとに、上表の手数料額を、当該計画に係る全ての建築物（申請建築物及びその他の建築物）について合算した額となります。

エ 共同住宅における共用部分を計算しない評価方法の手数料の考え方

共同住宅における一次エネルギー消費量の算出について、共用部分を計算しない評価方法により共同住宅の省エネ性能を算出した場合は、住宅部分の床面積うち共用部分を除いた床面積に応じた手数料額となります。

オ 変更認定申請及び軽微変更該当証明証の手数料の考え方

上表に該当する手数料額の 2 分の 1 となります。

※【適合証等】

建築物省エネ法第14条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関（上表(2)及び(3)に掲げる場合にあっては、住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関を含む。）が発行する建築物省エネ法第35条第1項各号に掲げる基準に適合することを証する書面になります。